

○水道加入金取扱要綱

令和2年12月23日
要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例（令和元年条例第7号。以下「条例」という。）第31条に規定する加入金の取扱いについて、必要な事項を定めものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例及び下記による。

- (1) 構成団体 企業団統合前の、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、及び西佐賀水道企業団（佐賀市久保田町を除く。）の水道事業をいう。
- (2) 公道工事 公道上の配水管から分岐して行う給水装置工事において、宅内に設置する一次止水栓又はメーターに直結する止水栓までの範囲をいう。
- (3) 宅内工事 給水装置工事において、前記公道工事の範囲を除く、主に一次止水栓又はメーターに直結する止水栓以降の範囲をいう。
- (4) 給水準備管 宅地分譲地や複合商業施設等において、所有者や使用者が未決定の各宅地や店舗等へ引き込んだ給水装置のうち、一次止水栓又はメーターに直結する止水栓までの範囲をいう。

(加入金の徴収基準)

第3条 加入金は、給水装置工事の申込みを行う者から徴収するものとし、その徴収基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の新設工事

- ア 給水装置を新設する場合は、当該給水装置に設置する企業団のメーターの口径に応じて、加入金を徴収する。
- イ 貯水槽方式建物を新設する場合は、当該貯水槽手前に接続する給水装置に設置した企業団のメーターの口径に応じて、加入金を徴収する。
- ウ 貯水槽方式建物で共同住宅各戸検針の認定を受け新設する場合は、貯水槽以降の装置に設置した企業団のメーターの口径及び個数に応じて、加入金を徴収する。
- エ 宅地分譲地等の給水準備管の設置時は所有者及び使用者が未定のため、加入金徴収対象としないが、給水準備管以降の宅内工事を加入金納入対象として取り扱う。

(2) 給水装置の改造工事

ア 増径

メーターの増径を伴う改造工事の場合は、新たに設置する企業団のメーター（以下「新メーター」という。）の口径に係る加入金の額と、既に設置していた企業団のメーター（以下「旧メーター」という。）の口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

イ 統合による増径

既設の2個以上の給水装置を1個に統合する場合で、新メーターの口径に係る加入金の額が、旧メーターの口径に係る加入金の合計額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 分割によるメーター個数の増加

既設の1個の給水装置を同じ敷地内で2個以上の給水装置に分割し、企業団のメーターの個数が増加する改造工事の場合（同時申込の場合に限る。）で、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

エ 企業団が管理する台帳その他の記録及び現状等により、過去に企業団のメーターを設置したことが確認できる場合に限り、当該記録に基づき旧メーターの口径を認定する。

(3) 移転に伴う措置

加入金の権利は土地に付随する権利であり、移転等に伴い加入金の権利を他の土地へ移動することは認めない。ただし、第7条第1号に該当する場合のみ、加入金の徴収を免除し移動を認める。

(加入金の額)

第4条 加入金の額は、条例第31条第1項第1号に定める金額とする。

加入金の額（条例第31条第1項第1号による。） （税別）

メーター口径	加入金
13 ミリメートル	46,000 円
20 ミリメートル	80,000 円
25 ミリメートル	170,000 円
30 ミリメートル	292,000 円
40 ミリメートル	501,000 円
50 ミリメートル	859,000 円
75 ミリメートル	1,475,000 円
100 ミリメートル	2,529,000 円
125 ミリメートル以上	企業長が別に定める。

(加入金の納入)

第5条 加入金は、条例第7条第2項の規定による設計審査の終了の際、納入通知書により徴収する。ただし企業長が特別の理由があると認めたときは、その後に徴収することがで

きる。

(加入金の還付)

第6条 納入後の加入金は、次の各号に掲げる場合を除き還付しない。

- (1) 給水装置工事の承認を受けた者が、加入金を納めた後、当該工事の施工をしないで申込みを取り消した場合
- (2) 設計変更その他の理由により、徴収すべき加入金の額が減少した場合
- (3) その他企業長が特に必要があると認めた場合

(加入金の免除)

第7条 次の各号に掲げる場合は、加入金の徴収を免除する。

- (1) 区画整理や公共工事に伴う家屋移転において、加入金相当額の補償を受けていないことが確認できた場合
- (2) 開発行為等で宅地分譲地や商店舗に給水準備管を設置する場合
- (3) 貯水槽方式建物で、共同住宅各戸検針の認定を受けて新設する給水装置工事において、貯水槽手前に設置する企業団の管理メーターの加入金
- (4) その他企業長が特に必要があると認めた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則(令和2年要綱第9号)

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。